

旭川市道路等愛護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体・町内会等が行う環境美化に関する地域活動として、道路等の草刈り・しゅんせつ等の作業を自主的にを行うことを助長し、良好な環境づくりを推進するため必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 旭川市道路等愛護事業（以下「愛護事業」という。）とは、旭川市が維持管理する市街化区域外の道路等で、次に掲げるいずれか又は複数を行うものとする。

- (1) 道路・河川・水路の草刈り等
- (2) 河川・水路のしゅんせつ等

(事業の周知)

第3条 愛護事業について、ホームページ等を活用し、内容について広く周知するものとする。

(申込み及び資格)

第4条 愛護事業を行おうとする市民団体・町内会等は、実施作業及び実施区域を定め、市長が定める期日内に、旭川市道路等愛護事業申込書（様式1）により、市長に申し込むものとする。なお、申込書には、参加者名簿（様式2）及び作業予定表（様式3）を添付するものとする。

2 申込みのできる市民団体・町内会等は、構成員は5人以上であり継続して活動できるものであること。

(受理)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったとき、その内容を審査し、当該申込みを受理したときは、当該市民団体・町内会等と同意書（様式4）を取り交わすものとする。また、受理しなかったときは、当該市民団体・町内会等に対して、受理しないことについて通知するものとする。

2 市長は、複数の市民団体・町内会等から同一地域の申込みがあった場合は、審査において実施内容と地域を指定することができる。

(届出)

第6条 前条の規定により同意書を交わした市民団体・町内会等（以下「参加団体」という。）の代表者は、参加団体の作業を中止するときは、作業中止届（様式5）を市長に提出するものとする。

2 参加団体が活動を取り止め、又は解散するときは、辞退届（様式6）を市長に提出するものとする。

(報告書)

第7条 参加団体の代表者は、作業を完了したときは、作業報告書（様式7）を市長に提出するものとする。

(支援等)

第8条 市長は、参加団体に対し、道路等の草刈り・しゅんせつ作業等を行ったときは、作業の内容に対して予算の範囲内で報償金を支給することができるものとする。

(庶務)

第9条 道路等愛護事業に関する庶務は、土木事業所で行う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

旭川市道路等愛護事業申込書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

団体名・町内会等名
代表者住所
代表者氏名
TEL

道路等愛護事業を実施したいので、次のとおり申し込みます。

1 事業の内容

- 道路 の 草刈り
 河川 しゅんせつ
 水路

※ 該当箇所にレ印をつける。

2 実施区域

3 添付書類

- 1 参加者名簿 (様式 2)
- 2 作業予定表 (様式 3)
- 3 その他

道路等愛護作業予定表

実施場所	(別紙位置図)		
実施期間	年 月 日	～	年 月 日
参加人数	人		
事業内容	<input type="checkbox"/> 草刈り (道路・河川・水路) 作業延長 <input type="checkbox"/> しゅんせつ (河川・水路) 作業延長	 	
備考	※ 該当箇所にレ印をつける。 ・位置図は 1/25,000 とする。		

第 号

年 月 日

団体名・町内会等名

代表者住所

代表者氏名

様

旭川市長

印

旭川市道路等愛護事業実施同意書

年 月 日付けで参加申込みした道路等愛護事業を次の条件のとおり、実施願います。

1 事業の内容

- 道路 の 草刈り
 河川 しゅんせつ
 水路

※ 該当箇所にレ印をつける。

2 実施区域

(詳細位置図添付)

3 作業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 参加人数

人

5 注意事項等

- (1) 作業をする際は、事前に担当職員と十分打ち合わせをしてください。
- (2) 作業中の安全には十分な注意を払うとともに、事故等に備え任意保険等に加入してください。
- (3) 空き缶等のごみは処分してください。また、不法投棄、道路・河川等の破損等を見つけたときは、速やかに担当職員に連絡してください。
- (4) 草刈作業後、河川水路では終末で詰らないよう、また、路肩では飛ばないように、場所によっては集草してください。(極力再利用)
- (5) 作業が完了したときは、速やかに作業報告書(様式7)を土木事業所まで提出してください。
- (6) 作業報告書に添付する写真は、作業前・作業後を同じ位置で写したものを延長5,000m、又は1路線で1組程度としてください。
- (7) 報償金の支払いは作業報告書が提出されてから、30日以内とします。

旭川市道路等愛護事業作業中止届

(宛先) 旭川市長

団体名・町内会等名
代表者住所
代表者氏名

年 月 日付で同意書を交わした道路等愛護事業を次の理由で作業を中止します。

1 事業の内容

- 道路 の 草刈り
 河川 しゅんせつ
 水路

※ 該当箇所にレ印をつける。

2 実施区域

(詳細位置図添付)

3 作業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 参加人数

人

5 作業中止の理由

旭川市道路等愛護事業辞退届

(宛先) 旭川市長

団体名・町内会等名
代表者住所
代表者氏名

年 月 日付けで同意書を交わした道路等愛護事業を次の理由で事業を
辞退します。

1 事業の内容

- 道路 の 草刈り
 河川 しゅんせつ
 水路

※ 該当箇所にレ印をつける。

2 実施区域

(詳細位置図添付)

3 作業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 参加人数

人

5 事業辞退の理由

- 1 参加団体の活動を取りやめ
- 2 参加団体の解散
- 3 その他

